令和５年10月1日

「外来医療費および入院医療費の公費負担」に関する質疑応答集

<全般>

Q1　５類感染症への位置づけ変更に伴い、令和５年５月８日以降に医療機関を受診した際の外来医療費の公費負担については、変更はあるか。

A1　令和５年５月７日までは、医療機関による陽性確定診断後、もしくは陽性者管理番号が付与された後から療養終了日までの医療が対象となっていました。

令和５年５月８日以降、医療機関等（調剤薬局含む。以下同じ）にて対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費のみ（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシェルド）が全額公費支援の対象とし、また、入院時に新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費についても全額を公費支援の対象としていました。

令和5年10月1日以降、医療機関等にて対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー）については、医療保険の自己負担割合に応じ算定し、なお残る金額については公費支援の対象となります。また、入院時に新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合も同様、対象の薬剤費について医療保険の自己負担割合に応じた自己負担額を算定し、高額療養費制度の上限額を超える金額については公費にて支援します。ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシェルドについては、国からの無償配分（以下、国購入品という。）であるため、引き続き薬剤費は発生しません。

Q２医療機関等にて対象となる新型コロナウイルス感染症の治療薬を処方する際の手技料等は公費に含まれるか。

A2　令和５年５月８日以降、医療機関等にて新型コロナウイルス感染症の処方を受けた場合、薬剤費のみが公費対象となり、当該薬剤を処方する際の手技料等は公費支援の対象外となります。

<薬剤について>

Q３　新型コロナウイルス感染症の治療薬において、国購入品と、一般流通品では公費の取り扱いに違いはあるのか。

A３　国購入品である薬剤については、国から無償譲渡がされたものであるため、引き続き薬剤費は発生しません。（配分に当たっての手続き等はそれぞれの薬剤の事務連絡を参照してください）また、一般流通が開始し、国による配分が終了した薬剤については、公費にて一部を補助します。

<請求について>

Q４　公費対象となる新型コロナウイルス治療薬の公費請求方法について。

A４　原則として、対象となる治療薬を患者に処方した医療機関等（調剤薬局含む）は、患者から自己負担上限額を超える薬剤費を徴収せず、なお残る薬剤費については、審査支払機関を通じ、県に対して請求を行ってください。

レセプトの申請方法については、厚生労働省の事務連絡（令和５年９月28日）「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の公費支援の 費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(https://www.mhlw.go.jp/content/001151423.pdf)を参照してください。

Q５　令和５年５月８日以降の神奈川県の公費負担番号は変更があるのか。

Ａ5　下記番号をご参照ください。

5/8以降公費番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 公費負担者番号 | 受給者番号 |
| 治療薬にかかる公費 | 28140804 (8桁) | 9999996(7桁) |
| 入院療養にかかる公費 | 28140705 (8桁) |

Q６　処方箋を交付した医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、公費負担者番号はどのように記載すればよいか。

Ａ６　例として、東京都の医療機関で受診し交付された処方箋を、神奈川県の保険薬局にお持ちになった場合は、神奈川県の公費番号を記入してください。

保険医療機関等による当該金額の請求の際は、保健医療機関又は保険薬局の所在地に対応する公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載してください。

Q７　患者から既に支払済みの自己負担額について返金の申し出があった場合は、どうしたらよいでしょうか。

Ａ７　令和５年５月７日までの治療費については、従来どおり神奈川県で公費の償還払いができます。神奈川県HP「宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について**」（**[**https**://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/syukuhaku\_jitakuryouyou\_kouhi.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/syukuhaku_jitakuryouyou_kouhi.html)）の中の「既に支払済の自己負担額(公費負担の対象となる医療費)の払い戻しについて」を参考にして、神奈川県に請求するようご案内ください。

Q８　医療機関において新型コロナウイルス感染症の治療薬の処方箋を交付する際、「公費負担者番号」や「受給者番号」の記載は必要であるか。また、保険薬局において、処方箋を受け付けた際に、公費負担者番号等の記載がないことを確認した場合、どのように取り扱えばよいか。

Ａ８　新型コロナウイルス感染症治療薬の処方において、公費負担者番号および受給者番号は、原則として処方箋を発行する医療機関にて記載をしてください。なお、公費負担者番号等の記載がない場合は、保険薬局において調剤報酬明細書へ記載してください。

また、上記Q4のとおり、患者から自己負担上限額を超える薬剤費を徴収せず、なお残る薬剤費については、審査支払機関を通じ、県に対して請求を行ってください。